

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 棚本頼兼

京都市規則第135号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第11条前段中「消防局」の右に「, 上下水道局」を加える。

別表第1 消防局の項の次に次の1項を加える。

上下水道局

総務部地域水道課長

別表第2 総合企画局の項中

パートナーシップ推進室 庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長 を削り、

同表理財局の項中「庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長」を「収納管理係長」

に改め、同表文化市民局の項中

文化課 庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

文化課 企画係長

に、

地域振興課 庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

地域づくり推進課

安 全 対 策 係 長

に、「人権企画係長」

を「企画係長」に、「企画調査係長」を「消費生活係長」に、

男女共同参画  
推進課

庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

勤労福祉青少  
年課

庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

男女共同参画  
推進課

企 画 係 長

に改め、同表産業観

勤労福祉青少  
年課

青 少 年 係 長

光局の項中「商業係長」を「企画係長」に、「観光企画係長」を「企画係長」に改め、

同表保健福祉局の項中

監査指導課

庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

障害企画課

庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

監査指導課

監 査 指 導 係 長

に、

障害企画課

企 画 係 長

保険年金課	管 理 係 長
審 査 課	福 祉 医 療 係 長

を

保険年金課	管 理 係 長
-------	---------

に、

長寿福祉課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
介護保険課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

長寿福祉課	企 画 係 長
介護保険課	管 理 係 長

に改め、同表北区役

所及び中京区役所の項及び上京区役所及び西京区役所の項中「企画総務課」を「総務課」に、「地域振興課」を「まちづくり推進課」に、

福祉保護課	地 域 福 祉 係 長
長寿社会課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

福祉介護課及 び支援保護課	福 祉 介 護 課 福 祉 係 長
------------------	-------------------

に改め、同表左京区

役所、下京区役所、南区役所、右京区役所及び伏見区役所の項中「企画総務課」を「総務課」に、「地域振興課」を「まちづくり推進課」に、

福祉課及び保 護課	福　祉　課　地　域　福　祉　係　長
長寿社会課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

福祉介護課、 支援課及び保 護課	福　祉　介　護　課　福　祉　係　長
------------------------	-------------------

に改め、同表東山区

役所の項中「企画総務課」を「総務課」に、「地域振興課」を「まちづくり推進課」

福祉保護課	地　域　福　祉　係　長
長寿社会課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

福祉介護課及 び支援保護課	福　祉　介　護　課　福　祉　係　長
------------------	-------------------

に改め、同表山科区

役所の項中「企画総務課」を「総務課」に、「地域振興課」を「まちづくり推進課」

福祉課及び保 護課	福　祉　課　地　域　福　祉　係　長
長寿社会課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

福祉介護課、 支援課及び保 護課	福　祉　介　護　課　福　祉　係　長
------------------------	-------------------

に改め、同表西京区

役所洛西支所及び伏見区役所深草支所の項及び伏見区役所醍醐支所の項中「企画総務課」を「総務課」に、「地域振興課」を「まちづくり推進課」に、

福祉保護課	地　域　福　祉　係　長
長寿社会課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

福祉介護課及 び支援保護課	福　祉　介　護　課　福　祉　係　長
------------------	-------------------

に改め、同表消防局

の項中 [防災対策  
室] [防　災　課] を [防　災　危　機　管　理　室] に改め、

同項の次に次の1項を加える。

上下水道 局	総　務　部	地　域　水　道　課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
-----------	-------	-----------	---------------------

別表第2教育委員会事務局の項中

養護育成課

養護育成係長

を

総合育成支援  
課

総合育成支援係長

に改め、同表教育委

員会の所管に属する教育機関の項中「呉竹、東、西養護学校」を「呉竹総合養護学校、東総合養護学校、西総合養護学校及び北総合養護学校」に、「及び新中央図書館建設構想推進室」を「新中央図書館建設構想推進室及び右京中央図書館建設室」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(会計室物品会計課)